

朝霞市立朝霞第二中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは「いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る」との危機意識をもち、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、いじめ防止対策(未然防止・早期発見・早期解決)に組織的に取り組むものとする。

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

3 学校及び教職員の責務

朝霞第二中学校の教職員は、基本理念に則り、生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止対策に全力をあげて取り組む。また、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

4 組織体制

(1)いじめの防止等の対策のための組織

名称を「朝霞第二中学校いじめ対策委員会」とする。月1回の会議を開催する。

(2)朝霞第二中学校いじめ対策委員会のメンバーを、校長、教頭、主幹(教務主任)、生徒指導主任、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラー、さわやか相談員とする。

(3)朝霞第二中学校いじめ対策委員会の主な活動は次のとおりである。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談及び通報の窓口の設置
- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・学校基本方針の機能性に関するPDCAサイクルに基づいた点検及び見直し
- ・相談アンケートの定期的な実施とその効果的な活用

5 未然防止

(1)全教育活動を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権教育を推進しながら他を思いやる心を育てる。

(2)授業や行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。

(3)「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係の構築を行う。

(4)集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め合える学校風土をつくる。

(5)教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(6)週一回開催の「生徒指導情報交換」や「相談部会」において、問題行動が見られる生徒に関する情報交換を行う。

(7)いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教師の指導力及び実践力の向上に努める。

6 早期発見

(1)いじめはどの生徒にも起こり得るとの認識のもと、いじめを積極的に認知する。

(2)いじめの兆候を察した場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、その情報を共有する。

(3)生徒と触れ合う時間を確保するように努め、日常の変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。

(4)定期的なアンケートや教育相談の実施、小中での情報共有、外部からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制をつくる。

7 いじめに対する措置

- (1)いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応で早期解決・再発防止を図る。
- (2)被害生徒を守り通すとともに、加害生徒にも教育的配慮の下で毅然とした態度で指導する。
- (3)教職員全員の共通理解、保護者との連携、状況により朝霞市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への通報等を行う。

8 教育相談体制

- (1)生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- (2)定期面接月間、チャンス相談など、生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3)スクールカウンセラー及びさわやか相談員等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。
- (4)年間計画を作成・実施しながら、計画的に実態を把握し、生徒の変化を見逃さないように努める。

9 重大事態への対処

- (1)ただちに朝霞市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報しながら連携を進める。
- (2)被害及び加害生徒については、教育的配慮のもとで今後のことを中心に教育委員会と協議する。

10 ネットいじめ対応

- (1)ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2)情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について理解を深める。
- (3)学校ホームページや保護者向けのリーフレットなど、様々な仕方で子どもや保護者に啓発活動を行う。
- (4)ネットいじめを発見したら、情報削除や発信者情報開示など適切に対応する。必要に応じて教育委員会や警察署等、外部機関と連携して対応する。

11 いじめ防止基本方針年間計画

別紙参照